平成２７年（フ）第８号
青森県青森市大字三内字稲元26番地26　サンハイツ101号、旧住所青森県弘前市大字駅前町６番地６　Ｍ’Ｓファラ３Ｆ
破産者　井谷　正幸
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２４７号
宮城県岩沼市中央４丁目12番31号
破産者　布袋　　満
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
仙台市青葉区宮町１丁目４番３－305号
破産者　金野　由美
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
山形県酒田市宮野浦２丁目１番48号、前住所山形県酒田市緑ケ丘１丁目７番地の14
破産者　佐藤　高利
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１０６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1962番地６
破産者　小貫のぶ子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３５９号
埼玉県川口市西川口２丁目７番23号　照光荘205号
破産者　大山　成己
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５６０号
埼玉県川口市大字東内野524番地の３
破産者　鹿目　義正
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４８号
埼玉県戸田市上戸田５丁目20番２号（上戸田ハイツ202号室）
破産者　内田健一郎
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７７号
神奈川県伊勢原市神戸663番地の４　ダンデライオン101号、開始決定時の住所神奈川県海老名市中新田１丁目14番Ｂ－309号
破産者　瀬上　　均
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７８号
神奈川県伊勢原市神戸663番地の４　ダンデライオン101号、開始決定時の住所神奈川県海老名市中新田１丁目14番Ｂ－309号
破産者　瀬上　久子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２２４号
横浜市西区霞ケ丘41番地４　メゾン・ド・セヴェール・パートⅠ　104号
破産者　山本　　敏
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
富山県魚津市上村木１丁目７番20号
破産者　田中留理子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第３７号
長野市豊野町豊野1930番地１
破産者　松澤　昭朋
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
長野市大字三才223番地２
破産者　酒井とみ子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９５号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北４丁目10番５号
破産者　東　　正彦
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８１号
大阪市北区長柄東１丁目４番26－914号
破産者　竹内　幹夫
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２８号
大阪市生野区勝山南１丁目14番４号　ハイム松風102
破産者　津守　亮太
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目51番11号
破産者　石田　和孝
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４４号
大阪府八尾市柏村町２丁目65番地の１　グリーンシルエ八尾Ａ３－101号
破産者　鳥越　高広
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５４１号
大阪府豊中市曽根西町３丁目４番８－206号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目19番28号
破産者　髙木　順和
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部